（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第五条　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［項を削る。］ ［項を削る。］	**附　則** （銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　［1］第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。 2　新規則第十四条第二項及び第四項の規定は、銀行の清算機関（銀行（当該銀行以外の銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関をいう。以下同じ。）及びこれらに準ずる外国の機関（設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。以下同じ。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

［1］　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下「商工債」という。）については、適用しない。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　［項を削る。］

［項を削る。］

［1］　第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則第十三条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

3　新規則第十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下同じ。）については、適用しない。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　［1］第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十三条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第十三条第二項及び第四項の規定は、長期信用銀行の清算機関（長期信用銀行（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務に係るものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第十三条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。